

会 議 録 第 6 号

1. 招集日時 平成28年9月23日(金) 午前10時
1. 招集場所 牛久市役所議場
1. 出席議員 22名
- | | |
|-----|--------|
| 1番 | 藤田尚美君 |
| 2番 | 秋山泉君 |
| 3番 | 尾野政子君 |
| 4番 | 伊藤裕一君 |
| 5番 | 長田麻美君 |
| 6番 | 山本伸子君 |
| 7番 | 杉森弘之君 |
| 8番 | 須藤京子君 |
| 9番 | 黒木のぶ子君 |
| 10番 | 甲斐徳之助君 |
| 11番 | 池辺己実夫君 |
| 12番 | 守屋常雄君 |
| 13番 | 市川圭一君 |
| 14番 | 小松崎伸君 |
| 15番 | 石原幸雄君 |
| 16番 | 遠藤憲子君 |
| 17番 | 鈴木かずみ君 |
| 18番 | 利根川英雄君 |
| 19番 | 山越守君 |
| 20番 | 板倉香君 |
| 21番 | 柳井哲也君 |
| 22番 | 中根利兵衛君 |
1. 欠席議員 なし

1. 出席説明員

市 長	根 本 洋 治 君
副 市 長	滝 本 昌 司 君
教 育 長	染 谷 郁 夫 君
市長公室長	吉 川 修 貴 君
経営企画部長	飯 泉 栄 次 君
総 務 部 長	中 澤 勇 仁 君
市 民 部 長	坂 野 一 夫 君
保健福祉部長	川 上 秀 知 君
環 境 部 長	坂 本 光 男 君
経 済 部 長	山 岡 康 秀 君
建 設 部 長	八 島 敏 君
教 育 部 長	川 井 聡 君
会計管理者	山 越 恵美子 君
監 査 委 員 事 務 局 長	土 井 清 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	結 速 武 史 君
経営企画部次長	吉 田 将 巳 君
総 務 部 次 長	小 林 和 夫 君
市 民 部 次 長	高 谷 寿 君
保健福祉部次長	藤 田 幸 男 君
環 境 部 次 長	梶 由 紀 夫 君
経 済 部 次 長	小 川 茂 生 君
建 設 部 次 長	岡 野 稔 君
建 設 部 次 長	藤 田 聡 君
建 設 部 次 長	長谷川 啓 一 君
教育委員会次長	飯 野 喜 行 君
教育委員会次長	杉 本 和 也 君
全 参 事	

1. 議会事務局出席者

事務局長	滝本	仁君
庶務議事課長	野島	貴夫君
庶務議事課長補佐	中根	敏美君
庶務議事課長補佐	飯田	晴男君
書記	飯村	彰君

平成28年第3回牛久市議会定例会

議事日程第6号

平成28年9月23日（金）午前10時開議

- 日程第 1. 議案第66号 牛久市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について
- 日程第 2. 議案第67号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3. 議案第68号 牛久市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4. 議案第69号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 5. 議案第70号 平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 6. 議案第71号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7. 議案第72号 平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8. 議案第73号 土地取得について
- 日程第 9. 議案第76号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
- 日程第10. 議案第77号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第11. 認定第 1号 平成27年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第12. 議案第58号 土地取得について（継続審査）
- 日程第13. 決議案第3号 牛久市職員及び特別職の退職管理に関する条例の制定を求める決議について
- 日程第14. 決議案第4号 大学生等を対象に含む給付型奨学金制度の拡充を求める決議について
- 日程第15. 意見書案第6号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について
- 日程第16. 請願第 4号 トラバサミワナの使用制限（禁止）ならびに回収に関する請願
- 日程第17. 請願第 5号 小規模特認校に係わる通学区域外からの児童生徒の送迎を求める請願
- 日程第18. 閉会中の事務調査の件

午前10時07分開議

○議長（市川圭一君） これより本日の会議を開きます。

日程第1、議案第66号ないし日程第10、議案第77号の10件、日程第11、認定第1号の1件、日程第12、議案第58号の1件、日程第13、決議案第3号及び日程第14、決議案第4号の2件、日程第15、意見書案第6号の1件、日程第16、請願第4号及び日程第17、請願第5号の2件を一括議題といたします。



議案第66号 牛久市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について

議案第67号 牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

議案第68号 牛久市税条例の一部を改正する条例について

議案第69号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第3号）

議案第70号 平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第71号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第72号 平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第73号 土地取得について

議案第76号 平成28年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

議案第77号 平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

認定第1号 平成27年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について

議案第58号 土地取得について（継続審査）

決議案第3号 牛久市職員及び特別職の退職管理に関する条例の制定を求める決議について

決議案第4号 大学生等を対象に含む給付型奨学金制度の拡充を求める決議について

意見書案第6号 教育予算の拡充を求める意見書の提出について

請願第4号 トラバサミワナの使用制限（禁止）ならびに回収に関する請願

請願第5号 小規模特認校に係わる通学区域外からの児童生徒の送迎を求める請願

○議長（市川圭一君） 本件に関しては、各委員長から審査結果の報告及びお手元に配付のとおり、継続審査の申し出を受けました。つきましては、各委員長から審査経過並びに結果についての報告を求めます。

まず、秋山総務常任委員長。

平成28年9月23日

牛久市議会議長 殿

総務常任委員会

委員長 秋 山 泉

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第 67 号	牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 68 号	牛久市税条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 69 号	平成28年度牛久市一般会計補正予算（第3号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第 76 号	平成28年度牛久市一般会計補正予算（第4号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
決 議 案 第 3 号	牛久市職員及び特別職の退職管理に関する条例の制定を求める決議について	原案可決

〔総務常任委員長秋山 泉君登壇〕

○総務常任委員長（秋山 泉君） 総務常任委員会委員長審査報告。

平成28年9月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る9月15日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第67号は、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、地方公務員法の改正により人事評価制度が導入されたことに伴い、文言を改めるとともに昇給及び勤勉手当における人事評価の期間について改正するものであります。

審査に当たり委員からは、「勤務成績」を「勤務状況」に変えることで何が変わるのか。また、同じ年齢の職員で課長級と主査級では月の給与にどのぐらいの差があるのか。また、退職金や年金、賞与に関してはどうかについて質疑がなされ、市執行部からは、「勤務成績」から「勤務状況」に変わることにについては、地方公務員法に基づき業績評価に加え、能力評価も加わること。また、金額について、課長級と主査級では年齢50歳以下の場合、基本給月額でおよそ3万円から5万円の差があること。退職金等についても影響があること。賞与については、50歳以下の支給額で15万円から27万円の差が実績として出ている。人が人を評価するということは難しいとは思いますが、評価する側の長年の経験、人格等から仕事は仕事として厳しい判断で見て格差は仕方ない。その人に合った指導をし、評価し、その人をどのように生かしていけるかが大きな観点と考えるとの答弁がありました。

また、評価システムについて見直しの考えがあるかについて質疑がなされ、市執行部からは現行のものが必ずしも100%ではない可能性もあるので、見直しについては随時検討していくとの答弁がありました。

次に、なぜ今までは評価の期間が年度をまたいでいたのかとの質疑がなされ、市執行部からは、当初は勤勉手当に主眼を置いたものであったために6月から11月、12月から5月というように年度をまたいでいたが、それでは評価の期間中に人事異動により評定者がかわることなどがあることから、その点を是正するための改正であるとの答弁がありました。

さらに、どこの部分で、どういう部署で、どういうふうの評価されるのか、他の自治体ではコンサルタントに頼んでいるところもあると聞かすが、牛久市ではどうかについて質疑がなされ、市執行部からは、評価の仕方については評定表に基づき一般職員に対しては課長補佐、課長、次長、部長、副市長が4項目について5段階の評価をし、その平均となっていること。また、コンサルタントは導入していないとの答弁がありました。

議案第68号は、牛久市税条例の一部を改正する条例についてであります。

本件は、昨年度茨城県内において特別徴収義務者の一斉指定が開始されたことに伴い、市民税納税義務者の多くが前納報奨金制度を利用することができなくなったことから、納税義務者間の公平性を確保するため、市民税の前納報奨金制度を廃止するものであります。

審査に当たり委員からは、以前にも前納報奨金制度を廃止したことがあったと思うが、そのとき早期の税収の確保に影響はあったのか。また、前納報奨金制度利用の場合、金額について質疑がなされ、市執行部からは、前回平成16年に廃止した際、前納をやめた方は約4割で、残り6割の方は前納を続けたこと。前納報奨金制度利用の住民税全体に占める割合は、平成27年度で全体の課税額約8億7,000万円に対し、約7億4,000万円、約9.1%で制度廃止による財政への影響はそれほどないと考えているとの答弁がありました。

また、制度廃止の周知方法について質疑がなされ、市執行部からは、広報紙はもとより牛久市が発信している全てのメディアを通してお知らせしていく。口座振替で前納している方には個別に通知をしていくとの答弁がありました。

次に、固定資産税については制度廃止の考えはあるのかについて質疑がなされ、市執行部からは、現段階で6割の方が前納している。廃止した場合の影響や市民サービスの点から今回は見送る。今後の検討課題の一つではあるが、現段階では廃止の予定はないとの答弁がありました。

さらに、前納報奨金の最高額と最低額について、金額の多かった層について最高額と最低額の人数について質疑がなされ、市執行部からは、平成27年度の実績で最高額が5万円が2名、内容としては土地等の売買であったこと。最低額は何十円である。1,500円未満が全体の90%近くを占めている。500円未満が全体の59.78%、1,000円未満が19%、1,500円未満が8.26%となっている。これらの税収のあり方については、しっかり話し合っていくとの答弁がありました。

議案第69号、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、総務費国庫補助金については、まち・ひと・しごと創生の取り組みとして実施する観光を核としたまちづくり事業が地方創生加速化交付金の採択事業となったことから、当該事業費に対する国庫補助金を計上するものであります。基金繰入金については、今補正を調製した結果、歳入超過となったことから、財政調整基金への繰戻しを行うものであります。繰越金については、平成27年度決算の確定に伴う繰越金の増額計上であります。

歳出の主なものとして総務費の総務管理費は、まち・ひと・しごと創生事業を実施するための委託費の計上及び財政調整基金への積立金の計上であります。

審査に当たり委員からは、まち・ひと・しごと創生事業の委託料について、4本の業務を1つの業者に委託するのか。また、PR冊子をどのように活用していくのか。イベントについてはどのようなものを考えているのかについて質疑がなされ、執行部からは、委託予定の業務については、それぞれ高い専門性が要求されることから別々の業者に委託することになること。PR冊子については、市内の施設や行事における配布、また、茨城県の東京事務所に設置をお願いすることなどを考えていること。イベントについては、シャトーカミヤにおけるプロジェクトマッピング、ワインに合う特産品の開発、商工会青年部との協働、体験型の市内観光ツアーの実施などを考えているとの答弁がありました。

また、PR冊子の作成委託業者と冊子に掲載する事業所等の選択について質疑がなされ、市執行部からは、今回大手の観光雑誌を考えたのは、牛久市外の人が牛久のどのようなところに魅力を感じるのかということで外注にした。どの事業所等に掲載するかについては、関係機関

と協議していくとの答弁がありました。これについては、市民の感覚、外部の方の感覚を取り入れ不公平さのない取り組みをお願いしたいとの要望がありました。

また、観光振興事業計画策定について市内での連携について質疑がなされ、市執行部からは、計画の策定に当たっては政策企画課主導というわけではなく商工観光課、文化芸術課、農業政策課等と連携を図りながら進めているとの答弁がありました。

次に、イベントについて、委託業者から提案があった場合の対応について質疑がなされ、市執行部からは、年度末まで半年なので柱となるイベント以外の実施は现阶段では難しいが、細部については提案があれば検討していくこと、観光振興事業計画については十分にプロの意見を取り入れながらよりよいものをつくっていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、個人番号カードの交付状況について、未交付のものがあることについて質疑がなされ、市執行部からは平成28年8月末で申請件数は7,741件、受領数は7,504件、交付件数は6,085件、未交付件数は1,656件、交付率は79%である。未交付のものについては、本人に通知済みだが受け取りに来ていないものである。現在FM-UU、メールマガジン、広報紙で周知しているとの答弁がありました。

また、個人番号を窓口に取りに来ない市民が多い背景について、そして今後の発行数の予測について質疑がなされ、市執行部からは平成27年度中の申請件数は6,816件なのに対し平成28年4月から8月までは925件と減少傾向にあること。当初申請が始まるということで、とりあえず申請をしてみようかという方も中にはあったと思うが、地方公共団体システム機構からカードが届くのに時間がかかったこともあり、窓口に取りに来るのを特に急いでいない方も多いのではないかと考えている。今後の発行数の予測については、確定申告でイータックスを利用するために申告前に申請件数が伸びるのではないかと期待しているが、より情報連携が進み書類削減など、カードを利用することのメリットが市民に感じられるようにならないと申請件数は伸びないのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、防火水槽について、個人所有の土地にどれぐらいあるのかについて質疑がなされ、市執行部からは防火水槽は市内に637基であり、牛久市所有の土地にあるのが224基である。個人所有の土地にあるのは413基であり、全て無償で借地しているとの答弁がありました。次に、防火水槽撤去後の対応について質疑がなされ、市執行部からは今回撤去予定の防火水槽については、近隣に消火栓、防火水槽等があるため影響はないこと、今後撤去する場合は、近くに上水道が通っていれば消火栓の増設等で対応するとの答弁がありました。

議案第76号、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管の歳入として去る8月20日に柏田町地内において発生した下水道圧送管の一部破損事故への緊急

対応に現予算を流用して行ったことから、下水道事業特別会計へ必要見込み額を補填するための操出金の財源として財政調整基金から繰り入れを行うものであります。

決議案第3号は、牛久市職員及び特別職の退職管理に関する条例の制定を求める決議についてであります。

本件は、地方公務員法が再就職者による依頼等を規制するために改正されたことに伴い、牛久市においても職員及び特別職を対象とする退職管理に関する条例を制定するよう求めるものであります。

委員からは、決議案にもあるとおり、地方公務員法の改正に伴い牛久市においても条例化することは必要であり、本決議案には賛成であるとの意見がありました。

また、牛久市には既に地方公務員法の改正に沿った職員の退職管理に関する規則があるとのことなので条例は不要ではないか。加えて、決議案の文面に稲敷地方広域市町村圏事務組合、いわゆる稲広の臨時議会では「全会一致で可決」とあるが、稲広の場合は課長級まで効力を発揮するように条例で制定したと聞いている。牛久市の場合は部長級までであり、規則によりその条件は充たしている。したがって、その文面の理由による決議は必要ないと考えるとの意見がありました。次に、規則はあったとしても条例のほうが上である。重なる部分はあったとしてもしっかりと条例をつくって重みを増すという意味で本決議案に賛成するとの意見がありました。さらに、退職した特別職からの影響力の行使を防止していくためにも条例化が必要であり、本決議案に賛成するとの意見がありました。

以上、5件であります。

付託されました案件についての審査の結果、議案第68号、議案第69号及び議案第76号はいずれも全会一致により、議案第67号については賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、決議案第3号につきましては賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（市川圭一君） 次に、黒木教育民生常任委員長。

平成28年9月23日

牛久市議会議長 殿

教育民生常任委員会

委員長 黒木 のぶ子

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
議案第69号	平成28年度牛久市一般会計補正予算（第3号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第70号	平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第72号	平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
決議案第4号	大学生等を対象に含む給付型奨学金制度の拡充を求める決議について	原案可決
意見書案第6号	教育予算の拡充を求める意見書の提出について	原案可決
請願第5号	小規模特認校に係わる通学区域外からの児童生徒の送迎を求める請願	採 択

〔教育民生常任委員長黒木のぶ子君登壇〕

○教育民生常任委員長（黒木のぶ子君） 教育民生常任委員会委員長審査報告。

平成28年9月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る9月16日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第69号、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第3号）のうち、当委員会所管の歳入の主なものとして、繰入金の他会計繰入金は、平成27年度牛久市介護保険事業特別会計における決算額確定に伴い、一般会計に繰戻すものであります。基金繰入金については、財政調整基金への繰戻しを行うものであり、繰越金は平成27年度決算の確定に伴う繰越金の増額であります。

歳出の主なものとして、教育費の教育総務費は、放課後子ども教室の運営費の増額計上であり、保健体育費は、牛久運動公園に武道場を建設するための実施設計費用を計上するものであ

ります。なお、工期に11カ月ほどかかる見込みであり年度内の完了は不可能であるため、あわせて繰越明許費の設定を行っております。

審査に当たり委員からは、放課後カッパ塾の受講生の推移、牛久南中学校の大規模改造、今後の大規模改造が必要な学校について質疑がなされ、市執行部からは、放課後カッパ塾の平成27年度の状況は90名の児童のうち19名の登録があり実施している。今後10月からの実施分については、現在募集中で26名の応募があったとの答弁がありました。牛久南中学校の大規模改造については、平成29年度、平成30年度施工を見込んでいる。今後五、六年を見越した中で大規模改造については、下根中学校及び神谷小学校の校舎、牛久第三中学校及び向台小学校の体育館となるとの答弁がありました。

また、委員からは国体の積立金の目標額、積立金の使用方法について質疑がなされ、市執行部からは、国体の積立金は平成29年度で1億円に到達し、目標額となる。使用目的については、平成29年度は広告活動として500万円程度を予定している。それ以降平成30年度は本大会の前年のプレ大会ということで、空手道の関東ブロック大会、軟式野球のプレ大会の予定で、その運営に係る経費、実行委員会の啓発活動の費用となります。平成31年度は空手道の大会運営、軟式野球の大会運営などに使用していくとの答弁がありました。

また、武道場の規模、防災的要素を含んだ複合施設となった場合の補助金の該当について質疑がなされ、市執行部からは、武道場は試合ができる施設として空手が4面、剣道が3面というのが一定の規定で、なおかつその周辺に観戦できるスペースをとり、多種目の武道にも対応した施設として建設したい。補助金について国の補助対象の部分があるので、実施設計を踏まえた中で協議して進めていきたいとの答弁がありました。

議案第70号は、平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入の主なものは、国庫補助金の増額であり、歳出については、特定健診の受診を勧奨するための事務費を計上しております。

審査に当たり委員からは、医療費の抑制、その周知方法について質疑がなされ、市執行部からは、医療費の抑制として高血圧など3種類に限定してジェネリックの差額通知を年に2回実施しており、年間約300万円の効果があると見込んでいる。今後は使用率の高い薬の対象をふやしていく。また、特定健診を受けている方の医療費が低いことから、健診等を拡充するなどの対応をしていきたい。周知方法については、保険証の更新時に添付資料としてジェネリック医薬品の案内、年に2回の広報紙への掲載、ホームページへの掲載をしているとの答弁がありました。

議案第72号は、平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）であります。

歳入の主なものとして、保険料については第1号被保険者特別徴収保険料の増額計上であり、支払基金交付金は、地域支援事業支援交付金の増額計上であります。また、繰越金は平成27年度決算額確定に伴う実質収支額の計上であります。

歳出の主なものとして、保険給付費の介護サービス等諸費は、居宅介護サービス給付費と地域密着型介護サービス給付費における費用の組み替えであり、地域支援事業費の介護予防・生活支援サービス事業費は、サービス事業費の増額計上等であります。

決議案第4号は、大学生等を対象に含む給付型奨学金制度の拡充を求める決議についてであります。

本件は、大学生に対する給付型奨学金制度の導入を国も検討を始めているが、国の施策を待つのではなく、牛久市において大学生を対象に含む給付型奨学金制度の拡充を強く求めるものです。

意見書案第6号は、教育予算の拡充を求める意見書の提出についてであります。

本件は、計画的な教職員定数改善を推進すること、義務教育費国庫負担制度を堅持すること、震災からの教育復興のための予算措置を継続して行うことを求めるものであります。

請願第5号は、小規模特認校に係わる通学区域外からの児童生徒の送迎を求める請願であります。

本件は、奥野小学校及び牛久第二中学校への通学区域外からの児童・生徒について、市役所、あるいは中央生涯学習センター等での乗降による公用バス等で送迎を求めるものであります。

委員からは、牛久市が小規模特認校という制度を取り入れている以上は、児童・生徒の送迎についても責任を持つべきである。小規模特認校の事業を成功させるためにも児童・生徒が集まるのを待つのではなく、先に対応すべきであるとの意見がありました。

以上、6件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第69号及び議案第70号並びに決議案第4号及び意見書案第6号は全会一致により、議案第72号は賛成多数により内容適切なものと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、請願第5号につきましては、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（市川圭一君） 次に、板倉産業建設常任委員長。

平成28年9月23日

牛久市議会議長 殿

産業建設常任委員会

委員長 板 倉 香

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
議案第66号	牛久市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について	原案可決
議案第69号	平成28年度牛久市一般会計補正予算（第3号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第71号	平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決
議案第73号	土地取得について	原案可決
議案第76号	平成28年度牛久市一般会計補正予算（第4号）別記記載の当該委員会の所管事項についてのみ	原案可決
議案第77号	平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）	原案可決
議案第58号	土地取得について	継続審査
請願第4号	トラバサミワナの使用制限（禁止）ならびに回収に関する請願	採 択

〔産業建設常任委員長板倉 香君登壇〕

○産業建設常任委員長（板倉 香君） 産業建設常任委員会委員長審査報告。

平成28年9月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る9月20日委員会を開催し、市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

まず、本委員会に付託されました案件の内容を申し上げます。

議案第66号は、牛久市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例についてであり、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3の規定

に基づく一般廃棄物処理施設の設置及び変更に係る届け出に際し、市が実施した周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査結果等の縦覧手続及び生活環境の保全上の見地からの意見書の提出方法を定めるものです。

審査に当たり委員からは、生活環境影響調査結果の縦覧の場所及び意見書の提出先を牛久クリーンセンターとしているが、牛久市役所としたほうがよいのではないかとの質疑がなされ、市執行部からは、牛久市の廃棄物処理施設は牛久クリーンセンターにあることから廃棄物処理に精通した職員が当該センターにおいて業務を行っているため、縦覧に供する調査結果の内容についての質問等にも対応できることから、牛久クリーンセンターとしているとの答弁がありました。

議案第69号は、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第3号）であり、当委員会所管の歳入について、国庫支出金は農地耕作条件改善事業補助金の増額計上であり、県支出金は、経営体育成支援事業補助金の増額計上であります。歳出について、衛生費は市庁舎空調設備改修工事の減額計上であり、土木費は公共下水道事業特別会計操出金の増額計上であります。

審査に当たり委員からは、農地耕作条件改善事業は、暗渠排水の基盤整備をするための増額補正とのことであるが、暗渠整備の対象地区について質疑がなされ、市執行部からは、島田地区、上太田地区、下根地区において暗渠整備の予定であるとの答弁がありました。

議案第71号は、平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）であり、歳入について、繰越金は平成27年度決算額確定に伴う実質収支額の計上であり、繰入金は今補正を調製した結果、不足分について一般会計からの繰り入れを行うものであり、歳出については、消費税支出見込み額の不足分を補正計上するものです。

審査に当たり委員からは、消費税支出見込み額の不足分について増額補正することであるが、予算要求における積算根拠はどのようなものかとの質疑がなされ、市執行部からは、歳入としての下水道使用料に含まれる消費税と歳出として市が発注する建設工事に含まれる消費税を相殺する必要があるが、下水道使用料は年度末にならないと確定しないため、正確な予算額の計上が難しいことから、過去の実績をもとに見込み額を算出し当初予算に計上しているとの答弁がありました。

議案第73号は、土地取得についてであり、牛久運動公園敷地の賃貸人から、賃借人である牛久市に対して買い取りの申し出があったため、借地している土地の一部を取得するものです。

審査に当たり委員からは、今後の賃貸人から牛久市に対して買い取りの申し出があった場合の対応について質疑がなされ、市執行部からは、牛久運動公園の借地の契約書には賃貸人から土地の買い取りの申請がされたときは市が時価で買い取る旨の条項が付されているため、賃貸人に買い取りの希望があれば市が取得していく考えであるとの答弁がありました。

議案第76号は、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第4号）であり、下水道事業特別会計への繰出金の計上であり、8月20日に柏田町地内において、岡見ポンプ場からの下水道圧送管の一部が破損する事故が発生したことに伴い、現予算の一部を流用し、緊急対応を行ったことから必要見込み額を補填するものです。

審査に当たり委員からは、岡見ポンプ場が担う汚水処理対象区域と今後の管理体制について質疑がなされ、市執行部からは、岡見ポンプ場の汚水処理対象区域としては、ひたち野うしく地区、猪子地区、柏田地区、岡田地区が対象であり、面積は440ヘクタール、10,428世帯、処理人口は2万5,000人強である。また、ポンプ場の今後の管理体制については、今回の事故を受け、圧送管の検査や補強方法等について茨城県やコンサルタント業者と検討中であるとの答弁がありました。

議案第77号は、平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）であり、下水道圧送管破損事故復旧工事の緊急対応に伴い、流用で対応した事業費の補填をするものです。

審査に当たり委員からは、事故の再発防止に向け、今後はどのような対策を講じていくのかとの質疑がなされ、市執行部からは、再発防止策について茨城県やコンサルタント業者と検討、模索している状況であるが、事故発生時に迅速に対応するための補修部材の購入費については今回の補正予算に計上しているとの答弁がありました。

議案第58号は、第2回定例会から継続審査となっていた土地取得についてであり、田宮近隣公園を整備するため用地を取得するものです。

審査に当たり委員からは、借地に雨水管が埋設されている事項は、借地契約書に明記されているか、雨水管が埋設されている借地について賃貸人から返還を求められた場合、雨水管はどうするのかとの質疑がなされ、市執行部からは、雨水管埋設に関する事項について契約書に明記されていない。また、賃貸人から土地の返還を求められた場合は、既設の雨水管を撤去し、ほかの土地へ埋設する工事や園路、電気配線管等に変更が生じることとなり、これらの設計費や工事費は、概算で約6,000万円から7,000万円になるとの答弁がありました。

また、委員からはこの件について今後も集中的に常任委員会で継続して審査すべきとの意見もありました。

請願第4号は、無差別に動物を殺傷するおそれのあるトラバサミについて、違法使用や有害駆除申請を認めないとともに、それを周知徹底すること、市内店舗においてトラバサミの販売をしないようにすること、また、既に市民が所持しているトラバサミの回収について、市の広報紙等で呼びかけることなどを求めるものであり、参考人の委員会出席を求め審査いたしました。

以上、8件であります。

付託されました案件について審査の結果、議案第66号、議案第69号、議案第71号、議案第73号、議案第76号及び議案第77号は、全会一致により内容適切なもの認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、前回から継続審査となっていた議案第58号については、委員会から継続審査を求める意見があり、採決の結果、賛成多数により閉会中もなお継続審査とすることに決し、議長宛てに継続審査の申し出をいたしました。

請願第4号については、全会一致により採択すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（市川圭一君） 次に、板倉決算特別委員長。

平成28年9月23日

牛久市議会議長 殿

決算特別委員会

委員長 板倉 香

決算特別委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定いたしましたので、牛久市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記

事件の番号	件名	議決の結果
認定第1号	平成27年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について	認定

[決算特別委員長板倉 香君登壇]

○決算特別委員長（板倉 香君） 決算特別委員会委員長審査報告。

平成28年9月9日、本委員会に付託されました案件審査の経過と結果につきまして、御報告申し上げます。

本委員会に付託されました案件は、認定第1号、平成27年度牛久市各会計歳入歳出決算認

定について、以上1件であります。

本委員会に付託されました案件審査のため、去る9月2日、12日、13日、14日の4日にわたり委員会を開催し、12日に牛久駅東口広場、女化運動広場トイレ、地域医療連携センター及び福祉センターのコジェネレーション施設の現地視察を行うとともに、12日、13日、14日の3日間は市執行部の出席を求め慎重な審査を行った次第です。

初めに、市長公室、経営企画部、総務部、市民部等所管の歳入歳出について委員からは、ふるさと牛久応援寄附金に関して、歳入が当初予算を大幅に上回った要因について、また寄附金の使途について、また今後どのように発展させていくのかについて質疑がなされ、市執行部からは、歳入増の要因としては、返礼品の60品目について庁内で連携を図り地場産品を選定し、全国各地のふるさと応援寄附をまとめたインターネット上のホームページである「ふるさとチョイス」にも掲載したことなどから、反響が大きかったためと考えられること。また、寄附金の使途については、ひたち野うしく小学校を増築する、地域安全パトロールを実施する、水中運動健康教室アクアサンデーを実施する等の事業に充当していること、また今後どのように発展させていくかについては、庁内の連携をさらに強め、魅力ある返礼品を選ぶことによりリピーターをふやすこと、地場産業育成にもつなげること、また、奨学金などに充当する考えもあるのではないかと答弁がありました。

また、委員からは、経常収支比率の今後の改善策について、また市債の借りかえなどの市債管理についての質疑がなされ、市執行部からは、経常収支比率がここ数年高どまりで推移している要因について、人件費、扶助費、公債費等の義務的経費、その他物件費及び操出金が多いことなどが挙げられること、経常収支比率を改善するためには今後税収が減少する見込みの中にあっては歳出面での削減を図ることが必要であるが、人件費、扶助費を削減することは難しいことから物件費等についてさらに厳しい査定を行い、無駄な支出を削減していくこと、また、市債管理については、残高の抑制に今まで取り組んできた効果は出ている。今後、大規模プロジェクトのために新たな借り入れが必要であるが、過去に借りた高利の市債については、現在は低金利時代であるので、縁故債などの借りかえ可能なものについては借りかえを進め、償還金の削減に努め、あわせて経常収支比率の改善を図っていくとの答弁がありました。

また、委員からは、コミュニティFM放送について、ランニングコストと費用対効果について質疑がなされ、市執行部からは平成27年度については開局に伴い施設整備工事費を含む5,300万円ほどが支出されたが、今年度は番組制作の委託費用としておおむね2,000万円程度であること。効果については、コミュニティFM放送は平時は市民に広く情報を提供してコミュニティを活性化させる手段であるが、災害発生時には災害情報の伝達手段として利用でき、このことは多くの自治体で実証されていること。また、現在の聞き取りにくい防災無線を

補完する目的もあること。さらには、牛久にコミュニティFM放送局があるということが、いざというときのために市民に安心感を与えているとの答弁がありました。

次に、教育委員会所管について委員からは、小規模特認校の奥野小学校、牛久第二中学校のユネスコスクール登録に向けての進捗状況、登録のメリットについて質疑がなされ、市執行部からは奥野小学校、牛久第二中学校においては英語教育、国際理解教育を中心に学校の魅力を高めている。ユネスコスクールは世界181カ国、約1万校が登録されており、世界中の加盟校との交流を深めることができる。進捗状況については、県教育委員会を通して申請中であり、間もなく準加盟校として登録が終わる状況であるとの答弁がありました。

また、委員からは、中学校へタブレットの導入台数、導入の効果、小学校へのタブレット導入の予定についての質疑がなされ、市執行部からは、キーボード付きのタブレットを中学校全校に導入して、1校当たり44台の配置をしている。タブレット導入の効果については、コンピューター教室から各教室や体育館等外に持ち出したりということで、使用の幅が広がっている。体育の授業の動画撮影や理科や社会の授業では、それぞれの教室で調べ学習をするという使い方も可能になった。今後はデジタル教科書、電子黒板といったICT機器を活用した授業のスタイルが広がってくる。小学校についてもできるだけ早い時期に導入をしていきたいと考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、つつじが丘保育園を牛久第二小学校の余裕教室に移管する計画を凍結したことによる予算への影響、不登校児童・生徒減少について質疑がなされ、市執行部からは、教育関連の予算では、牛久第二小学校の自校炊飯の工事を行う際に、先行して保育園の人数分も対応できるよう設置している。不登校児童・生徒については、18人の不登校が解消し、中学3年生12人のうち11人が高等学校へ進学している。きぼうの広場のさまざまな取り組みと、去年は学校の先生がきぼうの広場に訪れる回数もふえ、学校の取り組みがよかったと考えているとの答弁がありました。

次に、保健福祉部所管について委員からは、地区社協活動と行政区活動のすみ分け、地区社協の柱建てについて質疑がなされ、市執行部からは、現在行政区の仕事と地区社協の仕事が重複している部分があるので課題と考えており、今後地区社協の代表、社会福祉協議会も含めて協議し、整理していきたい。地区社協は日常生活圏域を8つの小学校区に設定しており、住民の福祉活動に関するニーズの把握、情報交換、連携などさまざまな福祉活動の新たな支え合い活動の基盤として位置づけており、今後は地域包括ケアシステムの構築のためには必要な組織であると考えているとの答弁がありました。

また、委員からは、民生委員の組織改善の内容、活動日数について質疑がなされ、市執行部からは地域の見守りの活動ということで、平成26年4月から各小学校区単位で部会を設けて、

その中で細かな情報交換を行っている。活動日数については、国では月に10日くらいの活動という基準がある。それに準じた日数であると考えているとの答弁がありました。

次に、環境部、経済部、建設部等所管について委員からは、歳入の東京電力賠償金について、賠償金請求の時効の問題も含めて今後どのように進めていくのかとの質疑がなされ、市執行部からは、東京電力賠償金の内訳は放射能対策室職員の人件費のうち、放射線量測定の仕事に従事した日数分の人件費、放射線量測定に係る公用車の燃料費、クリーンセンターの焼却灰の放射線量測定に係る費用である。賠償金請求の時効への対応については、民法の規定によると10年で時効により消滅するが、東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に対する賠償請求権の消滅時効は20年に延長する特例がある。今後も稲敷地区6市町村協議会において協議しながら賠償を請求していくとの答弁がありました。

また、委員からは、地場産農作物加工の消費拡大を図る事業におけるデザイン料と加工用原材料費の内容について質疑がなされ、市執行部からは、うしくグリーンファームが生産したブドウでつくったワインのリーフレットのデザイン料であり、加工用原材料費は牛久産のサツマイモを使って焼酎のサンプルを製造するための原材料費であるとの答弁がありました。

その他、委員からは、牛久駅西口歩行者滞留所の必要性和あずまやを設置した理由について質疑がなされ、市執行部からは、牛久駅西口歩行者滞留所については、歩行者が国道6号線の横断に時間を要することから車の渋滞の原因となっている。そのため、歩行者を一旦滞留所に滞留させ、短時間で横断してもらうことを目的としており、あずまやは、日よけ、雨よけのための設備が欲しいとの市民要望から設置したものであるとの答弁に対して委員からは、ほとんど利用されていない実態を考慮すると必要性には疑問が残るとの意見がありました。

次に、各特別会計のうち公共下水道事業特別会計について委員からは、ポンプ場の保守管理の委託料が約3,700万円と高額であるが、ポンプ場の維持管理の状況について質疑がなされ、市執行部からは、汚水ポンプ場4カ所、汚水マンホールポンプ室43カ所、雨水ポンプ室13カ所の保守管理について委託している。また、この保守管理の委託料には、各ポンプ場とポンプ室において毎月1度実施している電気保安全管理の委託料も含まれているとの答弁がありました。

付託されました認定第1号は、審査の結果、内容適切なものと認め、賛成多数により認定すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

○議長（市川圭一君） 以上で、各委員長の審査の経過並びに結果についての報告は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。再開は11時25分といたします。

午前11時10分休憩

午前11時25分開議

○議長（市川圭一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

資料の訂正がございましたので、机上に配付いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

なお、質疑は一括質疑でお願いいたします。ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 以上で、各委員長に対する質疑を終結いたします。

これより、提出されている全議案に対する討論に入ります。ただし、議案第58号の討論に
関しましては、継続審査の賛否に関する討論となりますので、よろしくお願ひします。

まず、原案反対の方の発言を許します。16番遠藤憲子君。

〔16番遠藤憲子君登壇〕

○16番（遠藤憲子君） それでは、認定第1号2015年度決算に対する反対討論を行います。

2015年予算の中には、住民要求であるひたち野うしく地域に中学校建設ではなく、下根
中の増築予算が計上されておりました。

市長がかわり今回の決算は池辺市政最後の決算審査となります。決算審査に当たっては使っ
てしまったものという考え方もありますが、どう使ったのか、税金の使い方に問題はなかった
のか、問題があるとすれば次年度にどう生かしていくのか、こういう視点で多くの質問をし、
慎重な審査をいたしました。2015年度決算は、一般会計、歳入総額約273億円、歳出総
額約258億円、翌年度へ繰り越すべき財源として約8億7,600万円、実質収支約11億
2,300万円、単年度収支は約2億円です。決算カードから見る財政力指数は0.882、
経常収支比率は91%、臨時財政対策債を除けば99.2%という状況で前年度より若干改善
しており、おおむね良好な財政運営と判断いたしました。歳入総額の42.8%が市税収入で
あり、前年比でほぼ横ばい、固定資産税、たばこ税など若干の減額でありました。歳出におけ
ます扶助費は、前年比約4億2,900万円増額の57億649万円となり、民間保育園運営
支援、障害者介護給付費、私立幼稚園運営負担等の増額によるものでした。

国民健康保険は、もともと国の負担がなければ成り立たない制度であり、かつては国庫負担、
医療費の45%と定めていたものが1984年から低下し、減らされた分を被保険者の保険税
で肩がわりさせていることも保険税が高い大きな要因と考えます。

国民健康保険は、加入者の年齢層が高く、医療費水準が高いこともあり、収入率は69.

9%でした。中でも滞納世帯に対する審議では、所得階層ゼロ、これは年金120万円以下の世帯が385世帯であり、所得階層200万円から300万円以下の258世帯が該当していることがわかりました。滞納者の生活実態の把握や必要な生活の立て直しができるよう生活支援体制の構築が望まれております。

介護保険では、国の制度改正により要支援1に認定者の利用サービスが介護給付から総合事業へ移行が進みました。介護保険料は、年金から天引き、サービスは地域の多様な資源を生かすと言いつつ、シルバー人材センターや地域のサロンなどに置きかえられようとしています。その結果、準備基金に約4億2,000万円が積み立てられ、合計で約9億9,000万円の残高となりました。高過ぎる保険料の徴収や計画の執行残によるものであり、被保険者に還元すべきです。

牛久社会福祉協議会への委託の比重が高まっている中、牛久第二小学校の余裕教室に公立つつじが丘保育園を廃止して、社協運営の保育園として移行が進められておりましたが、PTAや学校関係者からの多くの意見が出され、計画は現在凍結されております。国の子ども・子育て支援制度と相まった財政的な面からの判断であり、保育の公的責任を放棄するものではありません。公立は公立としての役割があり、存続を求めるものです。

根本市長就任から約1年、ひたち野うしく地域の中学校建設に向けた取り組みなど住民要求が前進した面もありますが、全てに反対するものではありません。しかし、一括した認定のために認定第1号に反対いたします。

委員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。15番石原幸雄君。

〔15番石原幸雄君登壇〕

○15番（石原幸雄君） 議案第58号の継続審査に対する賛成討論を行います。

本議案については、以下の理由により継続審査に賛成であります。

まず、第1に、前市長等が当該11筆の土地を購入する以前の土地所有者は3名でありましたが、そのうちの2名が前市長等の親類であり、他の1名は取引業者であることから当該土地の取得の経緯について不透明な部分を感じられること。

第2に、前市長は市長就任後も当該土地の一部を購入していた事実があること。

第3に、田宮西近隣公園整備事業は前市長在職時の平成22年に都市計画決定及び事業認可が行われ、当該土地の一部については平成25年6月15日に仮登記が抹消され前市長等の所有となったにもかかわらず、本市に対して直ちに当該11筆の土地の買い取りを請求せず、本市との借地契約で済ませていたところ、本年になってなぜ急遽本市に対して買い取りを請求してきたのかが判然としないこと。

第4に、当該11筆の土地のうち、3筆の土地の下に雨水排水管が布設されているが、当該地が借地であるにもかかわらず、誰のどのような理由や指示で雨水排水管が布設されたのか、その経緯が不透明であること。

第5に、本議案に関して前市長から22名の市議会議員全員に対して議論をやめるか、さもなければ当該11筆の土地を都市計画区域から除外することを求めるとの趣旨の内容証明郵便が送付されたが、そのような前代未聞の非常識な行為が行われた以上、本議案にかかわる事実関係を十二分に検証する必要があること。

第6に、本議案は、前回の議会で継続審査とされたにもかかわらず、その後今議会までの間に一度も委員会が開催されなかったことから審査が不十分であると認められること。

以上の理由により、本議案の継続審査には賛成であります。

議員各位の良識ある判断に期待し、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

○17番（鈴木かずみ君） 議案第67号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、この条例改正点は、人事評価に関する期間をまとめて1年とするものですが、私どもは人事評価制度そのものに反対の立場です。

牛久市は、2006年6月のボーナス期より早々と全国に先駆けて池辺市政のもとで発足しました。企業における実績評価と違って行政における人事評価はなじまない。公平・公正とは思えない。トップダウンが働いていた人を人と見ない考え方等のもとで実施されては市民サービスに活かされたのかどうか大変疑問であります。

私は、総務常任委員会におきましてさまざまな角度から質疑を行いました。こうした点から今後の見直しも含めてきちんと総括、改善を行うことを求めて反対します。

議案第72号、平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。平成27年度分の黒字額2億4,952万2,000円を準備基金積立金に積み立てる一方で、国の主導によってこれまで介護保険によるサービスを総合事業に振りかえる補正予算です。今回の準備基金約2億5,000万円を入れると、準備基金の合計額は12億4,400万円になります。

保険料の軽減など、保険者に還元することを求めて反対します。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。9番黒木のぶ子君。

〔9番黒木のぶ子君登壇〕

○9番（黒木のぶ子君） 請願第5号、小規模特認校に係わる通学区域外からの児童生徒の送迎を求める請願及び意見書案第6号、教育予算の拡充を求める意見書に対しまして賛成の立場から討論をいたします。

まず、請願第5号についてであります。私学と違い公教育では文部科学省の指導要領から逸脱しない教育を基本とされており、やれ偏差値教育は没個性化するからいけないとし、また、次に応用のきく生きる力の育成が大切だと打ち出したかと思うと、学力低下の原因は学習指導要領の内容を3割も削減したからだ、また偏差値教育の時代に戻したという教育に対する文科省の理念のなさでころころ変わっているのが日本の公教育の現状と認識しておりました。

しかし、国の教育政策も2000年度ごろから少しずつ地方分権的な潮流が見られるようになり、現在では学校や自治体はその気になれば自分たちが望む学校づくりができる制度的環境が整ってきていると言われております。

義務教育世界一と言われておりますフィンランドでは、競争ではなく小・中学校で落ちこぼれをつくらず、個人の能力に柔軟に対応し、学力の達成度を重視した教育を実践されていることはよく知られております。したがって、奥野小と二中では特認校の指定のツールを契機として、特色ある教育方針とともにこれから必要とされる強い人格形成等を育成するような要望が時代とともに必要になってまいります。

公教育のあり方をどう創造するのか期待し、そして、過日奥野小の運動会を見させていただき、地域のコミュニティの状況などは子供の徒競走の応援状況などからある種の連帯感があることに気づき、地域に根づいた学校として地域が支える地域連携の学校としても時代を先読みできる新しい感覚の地域住民とともに次の段階に進むため、通学区域外からの児童・生徒の増加を図るために通学バスでの送迎は必要不可欠なものと考え、その整備に向けた請願第5号、小規模特認校に係わる通学区域外からの児童生徒の送迎を求める請願に賛同したいと思います。

そして、意見書案第6号、教育予算の拡充を求める意見書についてであります。毎年国の予算の編成時にこのような意見書を提出しなければならないぐらい日本の教育予算はOECDの中でも下から数えたほうが早いぐらいの状況です。この間、安倍政権は教育再生実行会議を組織し、教育改革を進めておることは御存じのとおりでございますが、現場の先生方は個々の子供たちに向き合う時間が大切なので、その時間が必要とお考えのようですが、文部科学省では小学校でのプログラミングや英語の授業増など指導要領に新たな内容を組み込むため、先生自身も新しい指導要領のマスターとともに、複雑化する子供の家庭環境や交友関係までも先生方が問題のありそうな子供の状況を分析し、いじめや自殺、不登校などの防止策を考え、適切な助言を考えているという状況下におかれている先生もおられると聞いております。ですから、このような先生は家には寝に帰るだけ、余裕時間、つまりプライベートなどの時間は全然ないとのこと。資源の乏しい我が国は、人の多様な知恵と技術によって支えられてきておることは御存じのとおりですが、これからもその意味では変わらずますます多角的な面から高い知識や高度な技術が要求されると考えますが、これらの源は全て教育にあるわけです。未来を背

負う子供たちと日々接し、対応し、そして、また問題生徒・児童に対し心を砕きながら子供を育んでくださる先生方に時間的な余裕の確保のためにも教職員の定数改善や教育機会均等と、そしてまた教育の質の向上のため、国から教育費の補助金増額の意見書に賛同いたします。

どうぞ議員各位におかれましては、請願第5号、意見書案第6号につきまして御賛同のほどよろしく願います。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。6番山本伸子君。

〔6番山本伸子君登壇〕

○6番（山本伸子君） 決議案第3号、牛久市職員及び特別職の退職管理に関する条例の制定を求める決議について反対討論をいたします。

決議案にもありますように、地方公務員法では離職した後、営利企業へ就職した元職員が現職職員に対して職務上の行為をするように、またしないように要求、依頼することは禁止されています。既に、牛久市の場合は、退職管理に関しては国に準拠した規定によるものとして条例ではなく規則で規定し、運用していることも周知のことと思います。

この職員の退職管理の根拠は、地方公務員法に基づき一般職の職員のみを対象としており、これについては稲敷地方広域市町村圏事務組合に関しても同様であります。つまり、特別職の地方公務員は、特別の規定がない限り地方公務員法は適用されないため退職管理の対象外となります。一方、元上司や元職員のみならず、公務員に特定の職務をするように、またしないよう脅迫するような行為に当たる場合は、職務強要罪が適用されることかもしれませんが、そもそも個人の尊厳にもつながる正当な表現の自由や発言権を縛るような行為の制限は、条例として定める事項ではないと考えます。このことは、特別職を対象とする退職管理に関する規定が他の地方自治体においてもほとんど例を見ないことから明らかではないでしょうか。

以上のことからこの決議案について反対いたします。議員の皆様のお賛同を心から願います。たしまして私の反対討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。5番長田麻美君。

〔5番長田麻美君登壇〕

○5番（長田麻美君） 議案第58号の継続審査について及び請願第4号についてを賛成の立場から討論を行います。

まず、議案第58号、土地取得についての継続審査について、先ほど同僚議員からの賛成討論の中にもございましたが、今議案に対しましては前定例会において閉会中の継続審査することに全会一致により決まりましたが、閉会中に産業建設常任委員会が開かれなかったことからいまだに多くの問題が指摘されており、審査が不十分な状態です。問題が解決されず、審査が不十分な議案に対しての採決は非常に困難であり、もし継続審査をせず採決を行うこと

になった場合には反対せざるを得ません。審査結果に全議員が納得し、市民に対してしっかりと説明のできるよう再度慎重に審査すべきであると考えます。

次に、請願第4号、トラバサミワナの使用制限（禁止）ならびに回収に関する請願についてであります。

日本では、2007年に改正された鳥獣の保護及び狩猟の最適化に関する法律により、狩猟におけるトラバサミの使用は全面禁止されており、ホームセンターなどで販売も規制され、有害捕獲の場合に限り行政の許可を得た上でわなに標識をつけたもののみが許可されており、購入や使用に際し、捕獲許可書、もしくは狩猟者登録証の取得と提示が必須となっております。

日本以外でもドイツやスイスなど、各国で使用が全面禁止されております。

また、平成23年4月1日施行されました牛久市動物の愛護及び管理に関する条例の制定は趣旨目的として「人と動物の調和のとれた共生社会の実現に向け、施策を立案し遂行する市の責務、動物と共生する市民の責務、動物の飼い主の責務と事項を定めることで市民の動物愛護の精神の高揚を図るとともに、健康で豊かな生活環境の形成に寄与するものを目的として制定するものです」とあります。このような趣旨・目的のもとに条例を制定しております牛久市の観点から見てもトラバサミの使用は制限や回収をすべきであると考えます。

今請願の添付資料にトラバサミの被害に遭った猫などの動物の写真がありました。目を背けたいような大変痛々しい写真であります。もし、家族の一員である動物がこのような被害に遭っていたらと考えますと、身を切られるような思いでございます。

現在、ホームセンターなどでの販売は自治体によって規制されている店舗や自粛をしている店舗もございますが、ネットショッピングなどでは誰もが簡単に手に入れることが可能な状況であります。違法であってもそれを知らずに使用している方、今後の使用を考えている方なども想定し、許可のない使用が違法であること、また、トラバサミで人もけがをする危険性についてなどもしっかりと市が積極的に周知し、使用制限及び回収に努めていく必要があると考えます。

以上のことから、賛成をいたします。議員各位の御賛同を心からお願い申し上げまして、私の賛成討論とさせていただきます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。12番守屋常雄君。

〔12番守屋常雄君登壇〕

○12番（守屋常雄君） 私は、議案第58号、土地取得について、田宮西近隣公園整備事業に供する案件が継続審査ということで産業建設常任委員会から報告が上がっていますが、これに反対する意見を申し上げるものです。

この案件は、公園整備に伴い田宮地区市民の方々を長年の雨水による被害から解放するため

に新設された調整池に雨水を誘導する雨水管を埋設する土地が含まれるまことに大事な買収案件です。

もしもこれが今議会にて再度継続審査のままでは、安心・安全な市民の方々の生活を守る立場の議会のやることではないと考えます。

さらに、雨水管を既に埋設している土地の取得を引き延ばすことは田宮地区市民の皆様の民意を踏み潰すことになり、到底市議会議員の端くれとして知らん顔はできません。

ぜひ継続審査という産業建設常任委員会の決定を今議会にて覆し、執行部提案どおり採決していただきたい議員諸氏に心よりお願いいたします。

繰り返しますが、本会はずまず被害に遭っている市民の方々の気持ちに寄り添い、全議員の方々の御賛同をいただきたいと考えます。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。8番須藤京子君。

〔8番須藤京子君登壇〕

○8番（須藤京子君） 今議会に提出されている議員提案の決議案第3号、4号、意見書案第6号、また市民から提出された請願第4号、5号について賛成するものであります。

なお、討論では提案者、賛同者、及び紹介議員となっているものを除き賛成討論を行います。

また、6月議会に継続審査となった議案第58号について、委員長報告のとおり、再度継続審査とすることに賛成する立場で討論を行います。

まず、決議案第3号、牛久市職員及び特別職の退職管理に関する条例の制定を求める決議についてでございます。

本決議案は、地方公務員法の改正に伴う地方公務員の退職管理の適正を確保するとともに、対象に特別職を加えた条例を定めるよう市に対し求めるものであります。

本決議案の審査を付託された総務常任委員会では、既に牛久市では職員の退職管理に関する規則が制定されているので、条例制定は必要ないとの意見が出されました。しかしながら、本決議案が対象としているのは職員だけではなく特別職にあった者も含む点が規則と大きく違う点であります。

地方公共団体にあつては、退職した職員より特別職のほうがより影響力を持つことは現在の牛久市を見ても明らかと言えます。しかし、市としては市民から選挙で選ばれた特別職を職員と同列には扱えないと判断され、対象を職員としたのではないのでしょうか。既に退職した職員、特別職が現行の執行体制にかつての関係性を利用して働きかけを行使しようとすることは、断じてあつてはならないことです。市の規則にはない特別職を含むことは、二代表制のもと市民から選ばれた議員だからこそできる提案と言えるものと私は考えております。

また、市の規則は、議会の承認を経ずにその改廃を含め行うことができることから、より上位に位置する条例として定め、議会の承認を受ける手続を踏むことでより民意を反映させることができるようすべきであると考えます。よって、退職管理に関する条例の制定を求める本決議案に賛成するものであります。

次に、議案第58号、土地取得について、産業建設常任委員会の採決の結果のとおり、継続審査とすることに賛成いたします。

議案第58号は、田宮西近隣公園用地の土地取得を求めるものであります。

田宮西近隣公園は、平成22年3月に都市計画決定されたもので、市は用地のほとんどを取得し工事も進めてまいりました。しかし、今回の土地取得の議案を審査する中でこれまで見えていなかった状況が明らかになってまいりました。

地権者が元公職者と家族であったこと、借地に雨水排水管を埋設していたこと、そのため借地料が発生していたことなどであります。借地の期間や地権者が誰であったのかは公表されていませんし、ましてや市の取得している土地があるにもかかわらず借地に構造物を埋設していたことも明らかになっていませんでした。議会としては、こうした状況を詳細にわたって調査することが必要と判断され、6月議会では全議員が賛成し継続審査となりました。その結果、地権者からは議会での議論をやめていただきたい等の記述のある内容証明郵便が全議員に配達されました。こうした事態に議会はどう対応するのか、現在結論が出ていないことや田宮西近隣公園整備事業の執行には問題がなかったかを十分に検証するために改めて調査が必要だと考えます。

産業建設常任委員会でも審査の中で委員から審査が不十分なため継続にしたいと意見が出された際、委員長がゆっくり審査したほうがよいというような旨の発言もされております。これは傍聴者の席でするので確かかどうかはわかりませんが、そういうふうに傍聴席にも聞こえました。

既に、本会議での質疑を終了していることから常任委員会での審査を継続していくべきで産業建設常任委員会の委員長報告のとおり、継続審査に賛同するものであります。

以上、議員各位の御賛同をお願いし、賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。10番甲斐徳之助君。

〔10番甲斐徳之助君登壇〕

○10番（甲斐徳之助君） 議案第58号、土地取得について継続審査の決定の報告についての反対討論を行います。

本議案は、皆様御承知のとおり、6月議会において全員一致で閉会中もなお継続審査となったものであります。今回の土地取得の場所である田宮西近隣公園についてこの計画決定をした

者が地権者の中に含まれ、そもそも計画決定が正しかったのかという疑念や、また都市計画の検討が始まって以降に購入した土地を公職の者が市に転売したのではないかと、もしそうであれば、それが牛久市政政治倫理条例に違反することにはならないのか、また、この土地取得には政治的、道義的責任という点で問題がある可能性があるため、都市計画を計画して取得しないで進めることはできないのかなど数名の同僚議員から質疑がなされた経緯があり、その後議員各位が調査を重ねてこられたことと推察いたします。

我々は、執行部からの提出資料確認や聞き取りなどの調査等をしていく中で、議案に対する問題の可能性の疑問が解決いたしましたので、今回の委員会の継続審査の報告に改めまして反対することにいたします。

多くの方は計画決定の時期、または基本構想の時期と地権者である人が土地を取得した時期の関連性に疑義があったと承知されていると思いますが、まず土地の取得については平成4年から17年にかけて11筆を全て購入しており、その後、平成19年11月12日の庁議において補正が承認され、平成20年1月に公園基本構想策定、同11月に地権者から全員同意がされております。つまり、土地の購入は全て計画決定より以前に行われた公園基本構想よりさらに前に行われておりますので、問題ないものと考えます。

その後、平成21年11月に公園の実施設設計が行われ、雨水排水管などのその時点で設計がされたわけであります。その実施設計を受け、平成22年から4回にわたり用地の取得がされております。その過程において地権者の一人が当時公職にあったことから売買ではなく借地による協力をするとなったことは、一般常識から照らし合わせてもごく自然であり当然のことであると思われ、公職を退いた後に都市計画法に基づく自然環境の保全と雨水調整との2つの観点から安定した公園管理をしていく上で買収による事業を進めたいという執行部の意向に沿って売買に応じたことも何ら問題とするに当たらないと判断しました。

また、別の観点から田宮西近隣公園の周辺にお住まいになっている地元の方々からは、その早期完成を望む声が多く聞かれます。特に高齢化が進む牛久二小地区において、地区の中での自然に囲まれた遊歩道を散策する、そういった施設が整備されることは二小地区のまちづくりの事業の一環としても大きな役割を果たすものと思われるものであります。まさに今、少子高齢化に対応したまちづくりが掲げられる中で、高齢者を含む市民の外出を促し、心身の健康の維持、増進を図る、その一環として田宮西近隣公園の位置づけはあるのではないのでしょうか。また、ひたち野うしく地域においては、活性化事業が多く進められている一方で牛久駅周辺はいかがでしょう。東口においては駅前広場が整備されました。片や西口につきましては、御存じのとおり、イズミヤの撤退が決まり、市道23号線の進捗状況も当初予定よりおくれれており、さらなる活性化への取り組みが必要となっていることが明白であります。今後牛久のまちづく

りを進める過程において、上がってくる案件が法的に何ら違法に当たることがなく、適正であると認められるものとするならば、地方自治の本旨である市民福祉の向上と市政の発展のために粛々と進めていくことが地方自治、つまり行政体としての務めであると考えました。

最小経費で最大効果を上げるため日々努めている行政が、手続を踏んで行ってきたこの田宮西近隣公園の事業について、早期の実現に向けて進めていただくことを希望し、また議員皆様の御理解を心よりお願い申し上げ、我々の議案第58号、土地取得についての継続審査の決定についての反対討論とさせていただきます。

以上であります。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。17番鈴木かずみ君。

〔17番鈴木かずみ君登壇〕

○17番（鈴木かずみ君） 大学生等を対象に含む給付型奨学金制度の拡充を求める決議案に対する賛成討論です。

奨学金問題対策全国会議に寄せられた奨学金の返済に苦しむ若者からの言葉を見てみますと、ある方は、「夫も奨学金を返済しています。私もパートで1日7時間働いて必死で返済していますが、滞納してしまうこともあります。子供にかけられるお金も厳しくなり新たな子供はあきらめました」また、「奨学金がふえていくのが怖くてアルバイトをふやすと授業もままならなくなり、とうとう大学をやめました」という学生、さらに、「就職したものの病気になり最長10年間の減額を毎年申請しても返済完了には54歳までかかる。とても結婚や出産は考えられない」など悲痛な声が絶えません。

日本は、大学の学費が世界有数の高さなのに対し、返済しなくていい給付奨学金がないという異常な国となっています。大学卒業時に平均で300万円、大学院進学では多いと1,000万円を超える借金を背負われています。多くの学生がアルバイトのため学ぶ時間を奪われ、違法、無法な働き方を強いるブラックバイトの被害も絶えません。国際的に見て、経済力があるのにこんなにも学生が追い込まれているのは異常な事態であります。

安倍政権は、世論と運動に押され給付型奨学金の検討を始めましたが、対象になる学生を低所得世帯とし、高校での成績などで厳しく限定しようとしています。大学入学の時点では返済しなければならないか、返済免除になるかが確定しないやり方にすることも検討されています。これではお金の心配なく学ぶことはとても困難です。このような状況を一日も早く改善し、未来を担う学生の皆さんが貧富の差に関係なく学ぶことを保障できる社会にするための一歩として、牛久市においても大学生等を対象に含む給付型奨学金制度の拡充を求める決議案に賛成します。

議員各位の御賛同を心からお願いいたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。3番尾野政子君。

〔3番尾野政子君登壇〕

○3番（尾野政子君） 牛久市職員及び特別職の退職管理に関する条例の制定を求める決議案に対し、反対の立場から討論を行います。

御存じのとおり、地方公務員法では営利企業に再就職した元職員に対し、離職前の職務に関して現職職員への働きかけを禁止いたしております。その意味では、この決議案の趣旨及び思いについては理解できるところでございます。しかしながら、私の調査の結果では、この決議案の文面の中に退職した職員及び特別職云々とありますが、特別職はもともと地方公務員法においては対象となっておりません。つまり、一般職員のみを対象としているということでございます。

また、稲敷地方広域市町村圏事務組合についても地方公務員法が適用になるわけで、特別職は同じように該当しません。稲広のこのたびの制定は、内部組織の長を国は部長職としていますが、これを課長職以上として対象を広げたことと、元職員が再就職するときには、再就職先を市へ届けることの2点のみを定め条例化したもので、稲広の条例も特別職を対象としてはいないということでございます。

この点について、何か誤解のもとに決議案の文面が貫かれているように思われます。また、当市の退職管理は国に準拠しており、規則で規定し、既に対応がなされているところでございます。

以上の観点から、このたびのこの決議案の内容には反対をいたします。

以上でございます。

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。18番利根川英雄君。

〔18番利根川英雄君登壇〕

○18番（利根川英雄君） 決議案第3号、牛久市職員及び特別職の退職管理に関する条例の制定を求める決議についてであります。

決議案の案文中にもありますとおり、本市の3月定例議会で元上司や元職員から同法に違反した行為があったかどうかとの同僚議員の質問に対して市長は、「そのような事実があった。それは私に対する侮辱行為でもある」と議会での答弁で述べております。

この問題につきましていろいろ議論をしました。皆さん方が反対討論を行いましたが、この問題についてどう考えるのでありましょか。特に、前市長がこれにかかわったとしたら大きな問題であります。また、他の市町村ではこのようなものはないと、これは政治家として、元政治家としても政治的、道義的責任からして絶対にあってはならないことだし、それが常識であります。その常識を逸脱した行為だと私は考えております。わざわざこのような条例を制定

する必要など政治家として、また元政治家としてやるべきでないのは当然のことです。しかし、このような条例を制定しなければならないほど私は牛久市議会、そしてまた牛久市が抱えている大きな問題であり、この行為に対して政治家としての道義的、政治的責任からしても私たち議員として容認できるものではありません。反対討論の中でする述べられた特別職には、この公務員法が適用をされないと、適用されないからこそしなければならぬ、このような条例を制定しなければまた再度このような要請行為がある可能性を十分含んでいると言わざるを得ないわけであります。それは、58号議案にありましたとおり、議会に対して議論をするな、また都市計画決定を除外しろ、このような圧力も平気で言うと、常軌を逸していると言わざるを得ません。したがって、この条例が制定されれば職員は条例に基づいてそのような依頼には応えることができないとはっきりと断ることができるわけであります。したがって、今回の特別職を含んだ新たな条例制定は必要だと考え賛成をするものであります。

そして、この決議案に反対するという事は、元特別職の行政運営に対する要求、依頼はできると判断をせざるを得ないわけであります。

続きまして、請願第5号、小規模特認校に係わる通学区域外からの児童生徒の送迎を求める請願についてであります。

この問題につきましては、私は何度となく公共交通の充実、そしてまた特認校での交通手段等、これまで議会で何度も提案をし、主張してまいりました。その立場からいってもこの請願については当然のことと考え賛成するものであります。

議員各位の御賛同を心から訴えまして、私の賛成討論といたします。

○議長（市川圭一君） 次に、原案反対の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（市川圭一君） これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第66号ないし議案第77号の10件、認定第1号の1件、議案第58号の1件、決議案第4号及び決議案5号の2件、意見書案第6号の1件、請願第4号及び請願第5号の2件について、順次採決いたします。

初めに、議案第66号、牛久市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第66号は委員長の報告のとおり

可決されました。

次に、議案第67号、牛久市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第67号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、牛久市税条例の一部を改正する条例について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、平成28年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、平成28年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案

に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、土地取得について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第76号、平成28年度牛久市一般会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第76号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、平成28年度牛久市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、議案第77号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、認定第1号、平成27年度牛久市各会計歳入歳出決算認定について、本案に対する委員長の報告は認定すべきものとするであります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決しました。

次に、議案第58号、土地取得について、本案は産業建設常任委員長から会議規則第111条の規定によりお手元に配付しましたとおり、閉会中において継続審査の申し出がありました。

本案は、委員長の申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立多数であります。よって、議案第58号は委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

次に、決議案第3号、牛久市職員及び特別職の退職管理に関する条例の制定を求める決議について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立少数であります。よって、決議案第3号は否決されました。

次に、決議案第4号、大学生等を対象に含む給付型奨学金制度の拡充を求める決議について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、決議案第4号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、意見書案第6号、教育予算の拡充を求める意見書の提出について、本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、意見書案第6号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、請願第4号、トラバサミワナの使用制限（禁止）ならびに回収に関する請願、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、請願第4号は委員長の報告のとおり採択と決しました。

次に、請願第5号、小規模特認校に係わる通学区域外からの児童生徒の送迎を求める請願、本案に対する委員長の報告は採択であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、請願第5号は委員長の報告のとおり採択と決しました。

次に、日程第18、閉会中の事務調査の件を議題といたします。



閉会中の事務調査の件

○議長（市川圭一君） 本件は、お手元に配付してありますとおり、各委員長から閉会中の事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（市川圭一君） 起立全員であります。よって、本件は、各委員長の申し出のとおり、それぞれ閉会中の事務調査に付することに決しました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は全て議了されました。

これをもって平成28年第3回牛久市議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後0時34分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 市 川 圭 一

署名議員 中 根 利兵衛

署名議員 藤 田 尚 美